（児童福祉法施行規則第六条の九第一号の規定に基づきこども家庭庁長官の定める者の一部改正）

**第二条**　児童福祉法施行規則第六条の九第一号の規定に基づきこども家庭庁長官の定める者（昭和六十三年厚生省告示第百六十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下この条において同じ。）の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 児童福祉法施行規則第六条の九第一号（同令第六条の五十四の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づきこども家庭庁長官の定める者<br>児童福祉法施行規則第六条の九第一号（同令第六条の五十四の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づきこども家庭庁長官の定める者は、次のいずれかに該当する者とする。<br>一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学の第二学年以上の学生であって、その学年の終わりまでに六十二単位以上修得することが見込まれる者であると当該大学の長が認めたもの<br>二　学校教育法による高等専門学校の最終の学年に在学している者であって、当該学年の終わりまでに当該高等専門学校を卒業することが見込まれる者であると当該高等専門学校の長が認めたもの<br>三　学校教育法による高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の専攻科（修業年限二年以上のものに限る。）若しくは学校教育法による特別支援学校の専攻科（修業年限二年以上のものに限る。）を卒業した者又は高等学校の専攻科若しくは特別支援学校の専攻科の最終の学年に在学している者であって、当該学年の終わりまでに当該高等学校の専攻科若しくは当該特別支援学校の専攻科を卒業することが見込まれる者であると当該高等学校の長若しくは当該特別支援学校の長が認めたもの<br>四　学校教育法による専修学校の専門課程（修業年限二年以上のものに限る。）若しくは各種学校（同法第九十条第一項に規定する者を入学資格とするものであって、修業年限二年以上のものに限る。）を卒業した者又は専修学校の専門課程若しくは各種学校の最終の学年に在学している者であって、当該学年の終わりまでに当該専修学校の専門課程若しくは当該各種学校を卒業することが見込まれる者であると当該専修学校の長若しくは当該各種学校の長が認めたもの<br>五　外国において、学校教育における十四年以上の課程を修了したもの<br>備考　表中の［　］の記載は注記である。 | 児童福祉法施行規則第六条の九第一号の規定に基づきこども家庭庁長官の定める者<br>一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学に一年以上在学している者であって、年度中に六十二単位以上修得することが見込まれる者であると当該学校の長が認めた者<br>二　学校教育法による高等専門学校の最終学年に在学している者であって、年度中に卒業することが見込まれる者であると当該学校の長が認めた者<br>三　学校教育法による高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の専攻科（修業年限二年以上のものに限る。）又は特別支援学校の専攻科（修業年限二年以上のものに限る。）を卒業した者又は当該専攻科の最終学年に在学している者であって、年度中に卒業することが見込まれる者であると当該学校の長が認めた者<br>四　学校教育法による専修学校の専門課程（修業年限二年以上のものに限る。）若しくは各種学校（同法第九十条第一項に規定する者を入学資格とするものであって、修業年限二年以上のものに限る。）を卒業した者又は当該専修学校の専門課程若しくは当該各種学校の最終学年に在学している者であって、年度中に卒業することが見込まれる者であると当該学校の長が認めた者<br>五　外国において、学校教育における十四年以上の課程を修了した者 |

（児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部改正）

**第三条**　児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| **別表**<br>障害児通所給付費等単位数表<br>第１　児童発達支援<br>１　児童発達支援給付費（１日につき）<br>［イ～ホ　略］<br>［注１～７の２　略］<br>８　常時見守りが必要な障害児に対する支援及びその障害児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数（注９の加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要 | **別表**<br>障害児通所給付費等単位数表<br>第１　児童発達支援<br>１　児童発達支援給付費（１日につき）<br>［イ～ホ　同左］<br>［注１～７の２　同左］<br>８　常時見守りが必要な障害児に対する支援及びその障害児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数（注９の加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要 |